

重大事態対応フロー 《藤沢市版》

- ・「法」=いじめ防止対策推進法
- ・「基本方針」=いじめの防止等のための基本的な方針
(平成25年10月11日文科省) (最終改定 平成29年3月14日)
- ・「ガイドライン」=いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
(平成29年3月文科省)

① 発生報告 (学校→教育委員会) (法30条、基本方針p33②、ガイドラインp5)

(ア) 報告内容 (例)

- ・学校名
- ・対象児童生徒の氏名、学年、性別等
- ・重大被害の具体的な内容
- ・報告の時点における対象児童生徒の状況
- ・重大事態に該当すると判断した根拠

(イ) 報告時期

「直ちに」 (基本方針p33)

② 発生報告 (教育委員会→市長) (法30条)

学校の設置者(教育委員会)が地方公共団体の長等(市長)へ重大事態が発生したことを報告する。

③ 調査主体の判断 (学校の設置者=教育委員会) (基本方針p33③、ガイドラインp6)

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

(ア) 学校が調査主体の場合 (法28条第1項)

- (A) 既存の学校のいじめ防止等の対策のための組織に第三者を加える場合
- (B) 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合

- ・調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。(法28条第3項)
- ・いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容
 - ・方法・時期などについて必要な指導・支援を行う。(法28条第2項)
 - * 説明事項 (ガイドラインp7)
 - a) 調査の目的・目標
 - b) 調査主体
 - c) 調査時期・期間・スケジュール

- d) 調査事項・調査対象
- e) 調査方法
- d) 調査結果の提供
- ・ 加害児童生徒及びその保護者への説明（ガイドラインp8）
- ・ 外部に説明を行う際の対応（ガイドラインp8）

記者会見、保護者会など外部に説明する際は、そのつど、説明内容等を事前に説明する。

(C) 第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合

（ガイドラインp6）

- ・ 学校いじめ対策組織が、いじめの重大事態であると判断する前の段階で、いじめの事実関係について調査を実施している場合
→ 調査資料の再分析を第三者に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで、重大事態の調査とする場合もある。
- ・ 学校いじめ対策組織の調査により、事実関係が明らかになつており、関係者が納得しているとき
→ 改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合もある。ただし、学校・教育委員会の対応の検証や、再発防止策の策定については、第三者調査委員会等を立ち上げるかを適切に判断する必要がある。

(イ) 学校の設置者（教育委員会）が調査主体の場合

- ・ 教育委員会の下に、重大事態の調査組織を設置（法14条第3項）
《藤沢市いじめ問題調査委員会》
- ・ 調査組織《藤沢市いじめ問題調査委員会》で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

④ 事実関係を明確にするための調査の実施（基本方針p35⑤、ガイドラインp10）

「事実関係を明確にする」

=重大事態に至る要因となつたいじめ行為が

- ・ いつ(いつ頃から)、
- ・ 誰から行われ、
- ・ どのような態様であったか、
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

…などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること（基本方針）

⑤ 調査結果報告（教育委員会→地方公共団体の長）（基本方針p39②、ガイドラインp12）

- (ア) 学校の設置者（教育委員会）は、学校からの調査結果報告又は学校設置者の下の調査組織からの調査結果を書面に取りまとめ、当該書面をもって地方公共団体の長に報告する。
- (イ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者は、調査結果にかかる所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。

⑥ 調査結果の公表、公表方法等の確認（学校の設置者及び学校）（ガイドライン p13）

事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

⑦ 地方公共団体の長による再調査及び措置（法 30 条第 2 項、基本方針 p 39、ガイドライン p 15）

- (ア) 法第 28 条第 1 項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。
- (イ) 再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある。
- (ウ) 再調査の結果を踏まえた措置
指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援等

⑧ 議会への報告（地方公共団体の長→議会）（法 30 条第 3 項、基本方針 p 41、ガイドライン p 15）

報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対する配慮を確保すること。

⑨ 再調査結果の公表判断

以 上